

New

不燃化建替えによる耐火性能の向上に対する助成

不燃化特区内において、一定の要件を満たした老朽建築物を除却し、耐火に関する性能を向上させる建替えを行う場合に、建築工事費の一部を助成します。

助成内容

- ・ 建替え前後の建築物の“耐火に関する性能の差”

・ 建替え後の建築物の“地上1階から3階までの床面積”

）

に応じて建築工事費を助成
- (例)

耐火に関する性能の差		建替え後の建築物 地上1階から3階までの 床面積	建築工事費の 助成額
建替え前	建替え後		
木造建築物等	準耐火建築物等	100㎡以上 ～ 110㎡未満	70.5万円
木造建築物等	耐火建築物等		76.7万円
準耐火建築物等	耐火建築物等		6.2万円

※助成額は令和6年4月1日時点のものです。変動する可能性があります。
※建替え前の建築物の耐火に関する性能については、申請前に書類等をご用意の上、必ず事前にご確認ください。

助成対象建築物

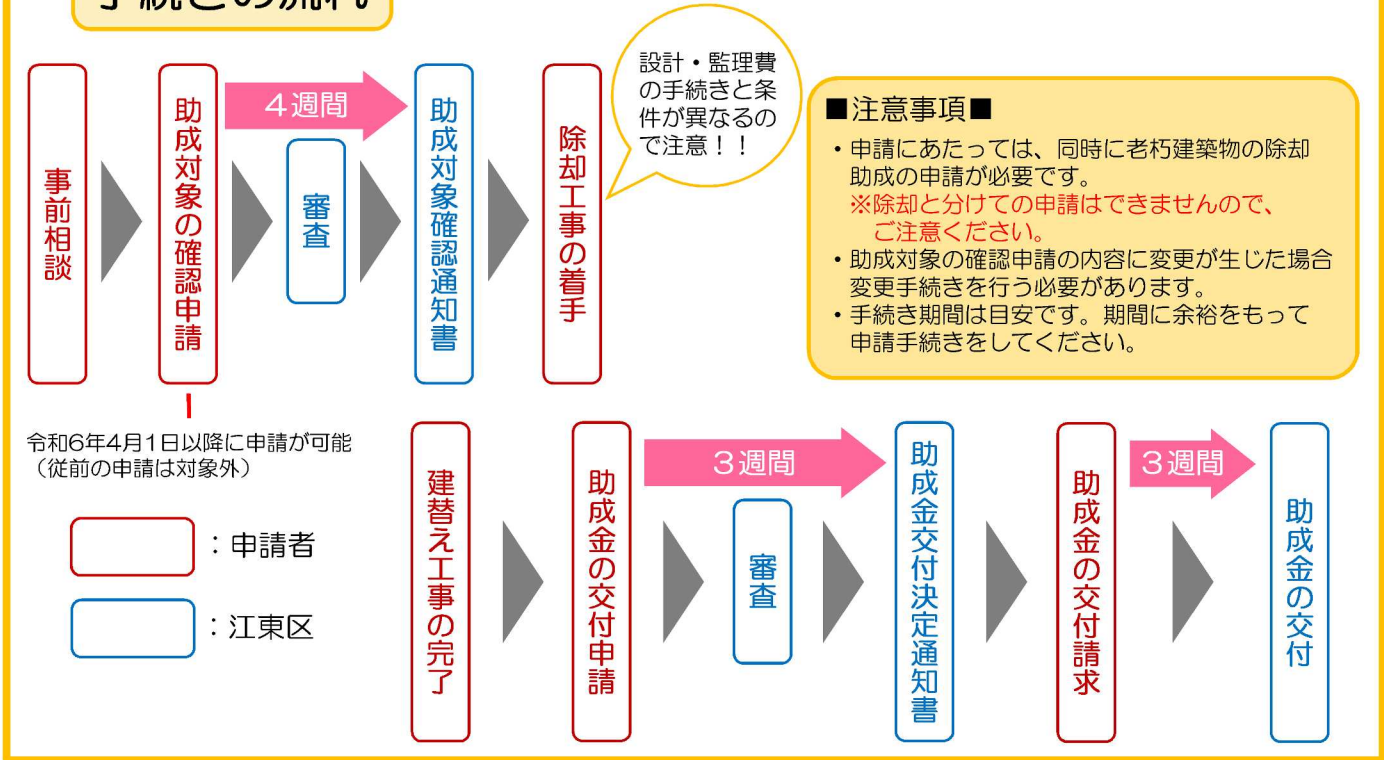
- 以下のすべての要件を満たす必要があります。
- ①建替え前：耐用年数の3分の2を経過している建築物

②建替え後：建替え前の建築物よりも耐火に関する性能が向上していること

助成対象者

- ・ 土地所有者等※
- ／
- ・ 住民税を滞納していない方
- ※ 土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するもので次に掲げるもの（複数人いる場合はその代表者）
個人／中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）／一般社団法人又は一般財団法人
公益社団法人又は公益財団法人／特定非営利活動法人

手続きの流れ



支援期間

支援期間：令和8年（2026年）3月まで

令和8年2月までに助成金交付決定通知書（※）を受ける必要がありますので、前面の手続きの流れをご参照の上、ご利用のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先

■ 江東区都市整備部安全都市づくり課不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号（5階22番）
TEL：03-3647-9491 / FAX：03-3647-9009
E-mail：hunenka@city.koto.lg.jp

■ 不燃化相談ステーション

開設時間：10:00～18:00
定休日：水、日曜日及び祝日、年末年始等
〒136-0073 江東区北砂四丁目24番3号 宗清水ビル2階
TEL：03-6666-0580 / FAX：03-6666-0521
E-mail：funenka.koto@urlk.co.jp

お気軽に
ご相談ください

